第一〇章 地 域 改 善

地域改善対策事業とは

が制定された。 阻む諸要因を解済するという目標をもった 昭和四四年七月に同和地区住民の社会的、 「同和対策事業特別措置法 経済的地位の向上を不当に

制定された。 対策特別措置法」が同六二年三月三一日までの五年間の時限立法として が三年間の期限延長が図られ、 この法律は、昭和五四年三月三一日までの時限立法として制定された また昭和五七年四月一日より「地域改善

七年三月三一日で終了することになる 上の特別措置に関する法律」が制定されたが時限立法であるので昭和六 更に昭和六二年四月一日より「地域改善対策特定事業に係る国の財政

が同地区の改善に努めた。

社会福祉の増進を目的として事業を実施するものである。 境の改善、 以上の法律によって国及び地方公共団体が協力して対象地域の生活環 産業の振興、 職業の安定、教育の充実、 人権擁護活動の強化

久万町における事業の実施状況

入野に建設した。 久万町では、昭和四一年度に、 地方改善事業の一環として、隣保館を

第一〇章 地 域 改 善

> 所 施設の名称 在 地 久万町大字入野 野 館

二七四番地の一

I.

事期

間

昭和四一年九月

二〇日~同四日

国庫補助金 総 事業費 ₹ 〇六三千円 八一八千円

設概 要 木造鉄板瓦棒葺 年一月三〇日

施

二七平方メート 平家建一三九・

営を開始し、 昭和四二年四月一日より運



久万町入野館

館長(久津岡弥太郎)、 相談員(大野周一)、 専任主事(池野允

知子、 年四月より森之本武雄)、専任主事(正岡昭二、玉水寿清、四五年四月より西村 その後館長(森川秀雄、五二年四月より森川照雄)、 六二年五月より中野徹彦)が歴任、担当をしている。 相談員 (田村友信、 六三

ら公平を原則に昭和六三年度までに次の事業を行った。 なって研究協議を行い各地区において事業が進められた 昭和四八年度より同和対策事業で各種事業を関係者、 事業推進にあたっては、久万町全体の建設事業の進捗度を配慮しなが 行政が 一体と

国庫補助事業

生活道路整備

○線 総延長 Ξ, 四六九メートル

四五九

第四編 産 業 経 済

下水排水路整備 二線 総延長 二、六九八メートル

生活道路整備

一ヶ所

四〇区

農道整備

七線

総延長

一、八三〇メートル

水田は場整備

三ヶ所

九ヶ所 各

総面積 四〇トン貯水 二五・四ヘクタール

防火用水整備 住宅新築資金等貸付事業 三七件 利子二・〇%(六三年より二・八%)

愛媛県単独事業

生活道路整備

九線

総延長 一、三一一メートル

下水排水路 総延長 八三九メートル 七ケ所

飲料水供給施設 一ヶ所

簡易水道増設

集会所整備 総面積二二一・四平方メートル 三ヶ所

農道整備 五線

総延長

頭首工整備 八〇〇メートル

一ヶ所

|||メートル

一ヶ所 総延長 四五〇メートル

共同農機具利用施設

一ヶ所

格納庫、

農機具一セット

干害排水路

共同利用農機具